



福島市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成21年 1月20日

福島市長 瀬戸孝則

- 1 区 域 立子山地区の一部および飯坂町茂庭地区の一部
(別紙のとおり)

編入する字名		同 上 に 編 入 さ れ る 区 域
立子山字川前	立子山字入道窪	
立子山字入道窪	立子山字川前	一五の一、一五の口
立子山字牛窪	立子山字野竹藪	一及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部
	立子山字薬研沢山	一の一
立子山字長窪	立子山字長窪	二三、二三の乙及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに、立子山字牛窪 二、三の一に隣接する道路である公有地の全部
	立子山字野竹藪	二二
立子山字船場	立子山字牛窪	一〇の一、一〇の二、一一の二、一二の四
	立子山字長窪	一の一、一の二、一六から一八まで
立子山字観音山	立子山字長窪	五
立子山字鮎滝	立子山字野竹藪	七、一二、一三
	立子山字堂屋場	九、一〇
立子山字鮎滝山	立子山字鮎滝	三一の二

編入する字名			同上に編入される区域
立子山字清水窪	立子山字鮎滝山	三〇の一、三二の一から三二の三まで、三三の一から三三の三まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	
立子山字熊野山	立子山字薬師ノ上	四の五	
立子山字熊野山	立子山字鳥内	五	
立子山字薬研沢	立子山字薬師ノ上	四の三、四の四	
立子山字薬研沢	立子山字薬研沢山	九	
立子山字薬研沢	立子山字柳田	一一	
立子山字薬研沢	立子山字月山	二一の二	
立子山字野竹藪	立子山字長窪	八の一及び立子山字野竹藪一〇に隣接する道路である公有地の全部	
立子山字野竹藪	立子山字鮎滝	三六	
飯坂町茂庭字軽井沢	飯坂町茂庭字赤坂	一の二	
飯坂町茂庭字赤坂	飯坂町茂庭字赤坂山	四の二、五の二、七の二、九	
飯坂町茂庭字赤坂	飯坂町茂庭字白兔	八六の二、八六の三、八八の二、九三の二、一一〇の三から一二〇の五まで、一二二の二及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	

飯坂町茂庭字赤坂	飯坂町茂庭字下小芦	二、三の二、五、一〇の二、一〇の三及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
飯坂町茂庭字白兔	飯坂町茂庭字軽井沢 飯坂町茂庭字滑滝道	一〇五の一、一一〇、一一一 四の一から四の三まで、五、一四の二、二七のイ、二七のロ、二八、二九、三〇の一、三〇の二、三三及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
飯坂町茂庭字滑滝道	飯坂町茂庭字大平	七二の二、七三、七四の三
飯坂町茂庭字琵琶沢	飯坂町茂庭字前原	一の二、一の三、三の二、一六の二、一七の三、一七の四、二〇の一、二〇の三、二一の三、二一の五、四九の二、四九の三
飯坂町茂庭字琵琶沢	飯坂町茂庭字前原	五〇の二、五〇の三、五三の二
飯坂町茂庭字琵琶沢	飯坂町茂庭字滑滝ノ向山	一の二
飯坂町茂庭字琵琶沢	飯坂町茂庭字上ノ台	七七の三、七八の二